

## 不在者投票施設（指定病院等）に係る指定基準

公職選挙法施行令(昭和 25 年政令第 89 号)第 55 条第2項及び第4項第2号(他の法令において準用され、又は例によることとされている場合を含む。)の規定により県選挙管理委員会が指定する病院、老人ホーム、身体障害者支援施設及び保護施設の基準は、次のとおりとする。

施設の種類	施設の規模
病院	収容病床数：概ね 50 床以上
老人ホーム	収容定員：概ね 50 人以上
身体障害者更生援護施設	収容定員：概ね 50 人以上
保護施設	収容定員：概ね 50 人以上

### 1 施設の種類について

ア 「病院」とは、医療法(昭和 23 年法律第 205 号)第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院(介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)第 8 条第 28 項に規定する介護老人保健施設及び同条第 29 項に規定する介護医療院を含む。)をいう。

イ 「老人ホーム」とは、老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号)第 5 条の 3 に規定する老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム及び軽費老人ホーム並びに同法第 29 条第 1 項に規定する有料老人ホーム(介護・食事の提供・家事・健康管理のいずれかのサービスの提供を行うサービス付き高齢者向け住宅を含む。)をいう。

ウ 「身体障害者支援施設」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)第 5 条第 11 項に規定する障害者支援施設及び同条第 28 項に規定する福祉ホームのうち、専ら身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)第 4 条に規定する身体障害者を入所させる施設をいう。

エ 「保護施設」とは、生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)第 38 条第 1 項に規定する救護施設及び更生施設をいう。

### 2 施設の規模について

- ・概ね 50 床(50 人)以上の収容できる規模を有すること。ただし、これを下回る場合であっても、人的要素や場所的要素等を総合的に勘案し、不在者投票の適正な管理執行が確保できると判断される施設については、この限りではない。

### 3 併設施設について

- ・既に指定されている病院、老人ホーム、身体障害者支援施設及び保護施設(以下、「病院等」という。)に併設される病院等については、既に指定されている病院等とは別個の病院等として取り扱う(新しく指定を受ける必要がある)。